

1. 「いじめの定義に該当する事案であっても、場合によって『いじめ』という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応は可能である」 → はい 又は 正しい

＜いじめの防止等のための基本的な方針 5ページ 第1 5 いじめの定義＞

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2. 「児童生徒Cが担任に、インターネット上に友達Aの悪口が書かれていると訴えた。
担任は、Aがその書き込みの事実を知らないことから、直ちにAに伝え、対応を進めた」
→ いいえ 又は 正しくない

- 新潟県いじめ等の対策に関する条例(定義)第2条第2項を解説した、保護者あてリーフレット(2 条例の特徴 特徴1)では、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合、『まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要がある』といった記載がある。被害生徒へ伝えるかどうかは、まず、保護者と学校が相談し、事案の内容によって判断を行う(リーフレット添付)。

＜いじめ防止のための基本的な方針 5ページ 第1 5 いじめの定義＞ 平成29年3月14日改定
例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

＜新潟県いじめ等の対策に関する条例 (定義) 第2条第2項＞ 令和2年12月25日公布
この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

3. 「児童生徒Aは、児童生徒Bから殴られ、ケガをした。
Bはその理由として「AがBのペンを勝手に使い、返してくれなかったから」と言った。学校からの報告にB保護者は「Aの行為は些細なことで、BがAにケガをさせたことを謝りたい」と述べた。
学校は、B保護者の意向を尊重し、Aの行為をいじめとして認知せず、Bの行為をいじめとして認知した」
→ いいえ 又は 正しくない

- 学校のいじめ対策組織は、いじめの認知に当たっては、いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に則っていじめられた児童生徒の立場に立って行わなくてはならない。行為の軽重に左右されることなく児童生徒の感じる被害性に着目し、双方からのいじめという視点も考慮した判断をしなくてはならない。

＜いじめ防止対策推進法（定義）第2条＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止のための基本的な方針 5 ページ 第1 5 いじめの定義＞

平成 29 年 3 月 14 日改定

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行ない、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

4. 「学校いじめ対策組織において、すでに認知したいじめ事案について、「いじめの行為が止んだ」と判断してから3か月の間に、被害側の児童生徒Aやその保護者から新たないじめに関する申し出がなかったので、「解消」と判断した」 → いいえ 又は 正しくない

＜いじめの防止等のための基本的な方針

30ページ 第2 3(4)学校におけるいじめの防止等に関する措置＞

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5. 「担任が児童生徒Aからいじめについて相談を受けたので、まず学校いじめ対策組織に報告し対応策を検討したうえで、聴き取りの担当となった教職員が複数で加害と思われる児童生徒Bに事実確認等を行った」 → はい 又は 正しい

＜いじめ防止対策推進法（いじめに対する措置）第23条＞

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

＜いじめの防止等のための基本的な方針 30ページ第2 3 (4)＞

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

6. 「学校は被害児童生徒Aからの訴えで、盗撮行為を把握した。

Aとその保護者が警察に相談する意思がなかったため、学校は警察への情報提供を行わないこととした → **いいえ 又は 正しくない**

- 法に則り、令和5年2月7日付4文科初等第2121号、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」における、**添付資料1**「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を参考に、改めて自校の学校いじめ防止基本方針等を位置づけ、より一層的確に警察との連携を行うことが求められる。

＜いじめ防止対策推進法 第23条第6項＞

「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれらに対処するものとし、当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。」としている。

＜以下、令和5年2月7日 4文科初第2121号通知2ページから抜粋＞

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない場合もあります。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきました。しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

7. 「いじめを理由に被害児童生徒Aが退学（又は転校）を申し出たため、Aの欠席の有無に関わらず、重大事態の可能性を踏まえた対応を開始した」 → **はい 又は 正しい**

- 重大事態への対処

＜いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）

12、13ページ 第4章 第1節 (1) 重大事態の定義＞

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされている。
- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられないことがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。

8. 「重大事態となった時の調査に備えるため、各地方公共団体の文書管理規則等に基づいていじめの認知や対応に関する文書を保存するが、学校が児童生徒に対して定期的に実施したアンケートのうち、いじめの訴えがないものは保存しない」 → いいえ 又は 正しくない

○ いじめの訴えが記載されていないアンケートは、そのアンケートにおいていじめを訴えていない証となるため、訴えの有無に関わらず全てを保存すべきである。

＜いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）

7ページ 第2章 第1節 学校における平時からの備え＞

- ・ 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。
- ・ 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である

＜いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）

18ページ 第5章 第2節(2) 資料の収集・保存＞

- ・ 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組むことが求められる。例えば、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用される。なお、前述のとおり平時から記録の作成や保存は重要である。
- ・ 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、5年とすることが望ましい。

9. 「不登校の原因をいじめによるものではないと判断したが、当該の児童生徒Aやその保護者から「いじめにより不登校になった」という訴えがあったため、重大事態が発生したものとして調査を行った」 → はい 又は 正しい

＜いじめの防止等のための基本的な方針

32ページ 第2 4(1)学校の設置者又は学校による調査＞

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

10. 「いじめが本当に深刻なら、子供は、保護者や教師に訴えてくるものだ」

→ いいえ 又は 正しくない

「いじめに関する校内研修ツール」 国立教育政策研究所
親や教師に相談できないからこそ、いじめが深刻な問題になる

- ・ いじめの被害者の多くは、被害の事実を大人や友人に相談することをためらいます。なぜなら、他人に知られたくない秘密を理由にいじめられていたり、いじめられていること自体を恥ずかしいと感じていたりするからです。
- ・ また、親や教師を心配させたくない、悲しませたくない、がっかりさせたくない等の気持ちから被害を告げない場合もありますし、他人に相談したことが知れて一層ひどいいじめを受けることになるのではないかと恐れる場合もあります。
- ・ その結果、いじめが収まるまで自分が耐えていけばよいと考えた挙げ句、耐え切れなくなって自殺を選ぶ子供までいるのです。

11. いじめを受けている児童生徒が、周囲の者に訴えることができるようにするには、援助希求力を身に付ける指導を行うとともに、「弱音を吐いても大丈夫」という学級風土を醸成することが大切である

→ はい 又は 正しい

「学校のいじめ対応の重要ポイント」 嶋崎政男・中村豊 著 第一法規
援助希求力の向上のためには、(1)「困った、助けて」と言葉に出せる個人の能力だけでなく、(2)言葉を発することができる集団の雰囲気、(3)それを受け止める体制（教師の姿勢等）が必要です。

12. 「いじめが起きないようにという点からも、『分かる授業』を進めることが大切である」

→ はい 又は 正しい

「いじめに関する校内研修ツール」 国立教育政策研究所
「分かる授業」を推進する（してもらう）

- ・ いじめに対する取組というと、何か特別な手法があるように思うかもしれませんが。しかしながら、いじめに対する「特効薬」とでも言うべき取組は、存在しないと言ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の教育実践を通して、子どもたちを健全な大人へと育てていく「未然防止」の取組にほかなりません。そして、何か気になる変化があれば、速やかに報告し、学校としての「早期対応」につなげます。

新しく制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」 を知っていますか

令和2年12月25日に「**新潟県いじめ等の対策に関する条例**」ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

1 制定の趣旨

条例前文には

- ・ 本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。
 - ・ 児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。
- と書かれています。この趣旨を踏まえ、私たち一人ひとりが、いじめ等の対策を推進するために協力し合う必要があります。

ところで、そもそも「いじめ」とは何でしょうか？



法律では、次のように定義されています。

- ・ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ・ 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・ インターネット上で行われたものも含む

「いじめ」の捉えは今と昔では違ってきています！

以前は、「**自分より弱い者に対して**」や、「**一方的に**」、「**継続的に**」、「**深刻な**」などが含まれていましたが、現在は削除されています。

代わりに、重視しているのは、「**本人の被害感**」です。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性ある」として、対応します。その対応は、一律ではなく、状況に応じて違います。そのため、学校と保護者の協力が必要であることをご理解ください。

2 条例の特徴

この条例は、基本的には平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」という法律に基づいて作成されたものです。特徴的な条文をいくつか紹介します。

特徴 1 新たに「いじめ類似行為」を加えたこと

(定義)

第 2 条

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

ポイント

いじめ類似行為とは？

例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行います。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要があります。

「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいです。

特徴 2 県民に対して通報を呼び掛けていること

(県民及び事業者の協力)

第 10 条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

ポイント

いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、重大事態に発展させないようにするためにも、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談してください。

特徴③

「保護者の責務」を明記したこと

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。



ポイント

児童生徒と同様に、保護者も、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解することが求められています。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であること（デジタルタトゥー）の怖さを十分に理解する必要があります。

また、保護者はこういったいじめから子供を守るためにも、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組むことが重要です。

なお、児童生徒に対しては、SNS等で交わされる誹謗中傷をはじめとして、いじめやいじめ類似行為を見つけたら、通報や相談をする役割があることが示されています。（第9条）

お子様をいじめの被害者にも、加害者にもさせないことが大切です。お子様から保護者の皆様に相談がありましたら、学校にお知らせください！



特徴4

インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっていることを踏まえ、SNS等のインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するための体制を整備する必要があります。

新潟県教育委員会では、令和元年度から県立学校に向けた「SNS教育プログラム」を作成して、授業等をとおして、児童生徒が情報モラル等を学ぶ機会を設けております。今後、県内の市町村立学校に対しても「SNS教育プログラム」を広げたり、保護者のみなさまへの啓発を行ったりしていく予定です。

(SNS教育プログラムは新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載)

いじめは、重大な人権侵害です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、全ての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、子どもの健やかな成長を願って作られたものです。そのためにも、学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識をますます高めていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html>)

新潟県教育庁生徒指導課